

## 熊本県における土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

令和8年（2026年）4月10日現在

### 1 要措置区域

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
※1					

### 2 形質変更時要届出区域

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類	施行規則第58条第5項第10号から 第13号までのうち該当するもの
H22-002	平成23年2月4日	指-002	熊本県山鹿市方保田534-1の一部	640m <sup>2</sup>	水銀及びその化合物	該当なし
H24-003	平成24年6月15日	指-005	熊本県宇土市三拾町字野原町 169番1、170番1171番1、172番1及び172番2 並びに壱町田222番1及び223番1の各一部	7,482m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化合物	第10号(自然由来特例区域) <sup>※2</sup>
H25-001	平成25年9月20日	指-006	熊本県荒尾市大島町1731番1の一部	約20,000m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化合物	第12号(埋立地管理区域) <sup>※3</sup>
H25-002	平成26年3月7日	指-007	熊本県宇土市三拾町100番1	16,347m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	第10号(自然由来特例区域) <sup>※2</sup>
H25-003	平成26年3月14日	指-008	熊本県水俣市ひばりヶ丘46番1の一部	3,189m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物	該当なし
R01-001	令和元年(2019年) 12月20日	指-009	熊本県八代市新港町四丁目8番1の一部	4,651m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物	第11号(埋立地特例区域) <sup>※4</sup>

台帳 整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類	施行規則第58条第5項第10号から 第13号までのうち該当するもの
R03-001	令和3年(2021年) 7月9日	指-011	熊本県宇土市築籠町字道下221番1、同番3、北段原町字庄部230番1、築籠町字庄部233番1、馬之瀬町字庄部459番1、555番2の各一部	24,372 m <sup>2</sup>	六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	該当なし
R04-001	令和4年(2022年) 9月16日	指-012	熊本県八代市三楽町参号9番2の一部	736 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物	該当なし
R04-002	令和4年(2022年) 10月25日	指-013	熊本県宇土市築籠町字道下221番1、同番3、同番6、同番6地先水路、北段原町字庄部230番1、同番2、築籠町字庄部233番1、馬之瀬町字庄部555番2、同番5、北段原町字島ノ内229番1、同番2の各一部	9,201 m <sup>2</sup>	シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	該当なし
R06-002	令和7年(2025年) 1月31日	指-015	熊本県宇土市北段原町字庄部230番2の一部	50 m <sup>2</sup>	水銀及びその化合物	該当なし
R07-001	令和7年(2025年) 8月1日	指-016	熊本県宇土市北段原町字庄部230番1、築籠町字庄部233番1、馬之瀬町字庄部459番1、555番2及び555番2地先の各一部	4,241 m <sup>2</sup>	シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	該当なし
R07-002	令和8年(2026年) 2月13日	指-017	熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字中道下805番1の一部	304 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	該当なし

R07-003	令和 8 年(2026 年) 2 月 24 日	指-018	熊本県八代市新港町4丁目8番1の一部	2,791 m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物	第 11 号(埋立地特例区域) <sup>※4</sup>
R08-001	令和 8 年(2026 年) 4 月 10 日	指-019	熊本県八代市新港町4丁目8番1の一部	6,916 m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物	第 11 号(埋立地特例区域) <sup>※4</sup>

※1 現在、熊本県内（熊本市を除く）には要措置区域はありません。

※2 自然由来特例区域：汚染状態が専ら自然由来と認められる区域。

※3 埋立地管理区域：公有水面埋立法による埋立地又は干拓地であり、都市計画法による工業専用地域内の区域。

※4 埋立地特例区域：公有水面埋立法による埋立地又は干拓地であり、汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められる区域。

○ 熊本市の要措置区域等については、熊本市ホームページをご覧ください。

○ 熊本県の要措置区域等の台帳の閲覧場所は以下のとおりです。

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 熊本県環境生活部環境局環境保全課（新館 5 階） 電話 096-333-2271